

なお、愛林週間による緑化運動に従い、自主的にして、且つ、積極的な協力運動が側面的に展開されて来たことを、ここに特筆しなければならない。それは、「緑の学園運動」である。この運動は、沖縄教育連合会が主体となり、政府、琉大、各地区教育会、各学校等を網羅した上、中央並びに各地区に植樹委員会を組織して、展開された。一九五一年十月に始まつたこの運動は、三ヶ年計画の目的を達成し、一九五四年十二月に終了したのであるが、その成果は極めて大きく将来学校林の設定強化を推進する基盤となることが期待される。

第五節 林業技術員の養成

終戦後においては、この種教育機関の存在は、暫く空白におかれたのであるが全琉的統一行政が施行され、従い、延いては林業活動が漸次拡大されるに及んで、林業専門家の拠点を感じるようになつたので国民政府は、この状態改善の手段として、林業技術員養成所を設置した。

この教養機関は、当時の林野庁の附属機関として、その管轄下に置かれたものだが、全琉からの志願者六〇名から選抜された一五名が、第一回養成所生徒として入所したのは、一九五〇年九月一日である。これらの生徒は、六ヶ月の短期に林業に関する専門課程を終了し、現在林業活動の第一線に従事している。

第六節 林業試験場の設立

林業に関する試験研究機関は、戦前琉球になかつたのであるが、独特な樹木生育環境を有する琉球森林そのものに即して、林業技術的観点から林業を考察し、適切なる経営方法を見出し、且つ、指導普及することは、林業に必要であるので一九五〇年四月に蔡温苗圃内に試験場が設立され今日に至っている。

主要なる試験調査研究事項は、各樹種播管試験、移植試験、挿木試験、荒廃林地復旧試験、各種造林試

せられたので、一九五一年八月に軍布令第四九号をもつて「琉球森林法」が制定されたのである。

その全文に「中央政府の管轄の下に、琉球の森林を管理するため、臨時中央政府が民主的議会手続により管轄されることを規定する。」とあるが、予め要請されいた訳であるが、その後琉球政府の機構改革に伴い前記布令の前面的改正を余儀なくされたので、一九五三年立法第四六号の現行森林法の発布を見たのである。

第十節 航空写真による森林実態調査

この調査は、全琉森林を、未開発林分伐採林分、幼令林分、草原地帶等の段階に区分し、立木林積及び面積の調査、樹種別生長状況及び環境による立木度調査を行ない、森林事業計画及びその遂行に関する情報資料を蒐集することが目的であった。この調査の進行について、米国琉球民政府經濟部林務課長リチャード・エム・バーーー氏が主体となり、専門調査担当官として合衆国山林局林業經濟専門家でレーク国有林試験場勤務のラッセル・エマ・カンニンガム氏とマッコーリーピー・ブライヤン氏の両氏が米国本土より招聘され、それに林野局職員六名が協力して調査が行なわれた。

この調査は、一九五〇年に準備され、一九五二年九月に終了した。調査には米軍によって高度より撮影され、現われている。なお、調査資料の検討については、米国有林試験場のカール・イ・メスナー氏、チエスター・ゼンヌン氏が担当している。

この調査は、単に情報資料の提供のみに止らず、新しい技術方法を享受する機会を与えた点に有益なもの

、外來樹種の適応試験、特用樹種栽培試験、竹林経営試験、森林病害中の調査研究、森林土壤調査研究、林分成長量調査、各種標本採集等であるが、その成果は、将来に期待されている。

第七節 官有林野の管理経営の委任

官有林野の管理権は、布告第七号主題「財産の管理」に基づいて、米国民政府財産管理官に属するものである。この布告第五条には、かかる権能を委託することができるようになっている。現在直接には、琉球政府が管理経営の実際につているのである。即ち、一九四八年四月八日附軍政府指令第十九号一同改正一九五二年三月十三日附民政府指令第四号) 主題「日本国有森林財產」に基づいて米国民政府資源部林務課長は、官有林の管理に関して、財産管理官の代行者となり、更にその代行権限が經濟局林務課長に与えられているのである。林野行政における官有林管理經營に関する任務は、以上の根柢に基づいて明かにされると言えよう。

この委任されている権限の内容を同指令の中で次のようについている。

第九節 布令森林法の發布

森林行政の基本制度を法制化することによつて、林營に関する任務は、以上の根柢に基づいて明かにされると言えよう。

この委任されている権限の内容を同指令の中で次のようについている。

4 例外として、一年一家族につき、三〇石を越えると、立木の売扱は原則として公売下によること。

5 徴収金は琉球財産管理口座に予金されること。

6 下方法修正に関する件の軍政府書簡により修正され、今日に至つている。

7 前記書簡は、一九五一年五月四日附、主題「立木

材積五〇〇石以上は民政府林務課長、それ以下は地区財産管理官の確認を得て、営林所長が行なは、将来に期待されている。

8 営林所長又は、担当区員において払下げる。

9 営林所長又は、担当区員において払下げる。

10 営林所長又は、担当区員において払下げる。

11 営林所長又は、担当区員において払下げる。

12 営林所長又は、担当区員において払下げる。

13 営林所長又は、担当区員において払下げる。

14 営林所長又は、担当区員において払下げる。

15 営林所長又は、担当区員において払下げる。

16 営林所長又は、担当区員において払下げる。

17 営林所長又は、担当区員において払下げる。

18 営林所長又は、担当区員において払下げる。

19 営林所長又は、担当区員において払下げる。

20 営林所長又は、担当区員において払下げる。

21 営林所長又は、担当区員において払下げる。

22 営林所長又は、担当区員において払下げる。

23 営林所長又は、担当区員において払下げる。

24 営林所長又は、担当区員において払下げる。

25 営林所長又は、担当区員において払下げる。

26 営林所長又は、担当区員において払下げる。

27 営林所長又は、担当区員において払下げる。

28 営林所長又は、担当区員において払下げる。

29 営林所長又は、担当区員において払下げる。

30 営林所長又は、担当区員において払下げる。

31 営林所長又は、担当区員において払下げる。

32 営林所長又は、担当区員において払下げる。

33 営林所長又は、担当区員において払下げる。

34 営林所長又は、担当区員において払下げる。

35 営林所長又は、担当区員において払下げる。

36 営林所長又は、担当区員において払下げる。

37 営林所長又は、担当区員において払下げる。

38 営林所長又は、担当区員において払下げる。

39 営林所長又は、担当区員において払下げる。

40 営林所長又は、担当区員において払下げる。

41 営林所長又は、担当区員において払下げる。

42 営林所長又は、担当区員において払下げる。

43 営林所長又は、担当区員において払下げる。

44 営林所長又は、担当区員において払下げる。

45 営林所長又は、担当区員において払下げる。

46 営林所長又は、担当区員において払下げる。

47 営林所長又は、担当区員において払下げる。

48 営林所長又は、担当区員において払下げる。

49 営林所長又は、担当区員において払下げる。

50 営林所長又は、担当区員において払下げる。

51 営林所長又は、担当区員において払下げる。

52 営林所長又は、担当区員において払下げる。

53 営林所長又は、担当区員において払下げる。

54 営林所長又は、担当区員において払下げる。

55 営林所長又は、担当区員において払下げる。

56 営林所長又は、担当区員において払下げる。

57 営林所長又は、担当区員において払下げる。

58 営林所長又は、担当区員において払下げる。

59 営林所長又は、担当区員において払下げる。

60 営林所長又は、担当区員において払下げる。

61 営林所長又は、担当区員において払下げる。

62 営林所長又は、担当区員において払下げる。

63 営林所長又は、担当区員において払下げる。

64 営林所長又は、担当区員において払下げる。

65 営林所長又は、担当区員において払下げる。

66 営林所長又は、担当区員において払下げる。

67 営林所長又は、担当区員において払下げる。

68 営林所長又は、担当区員において払下げる。

69 営林所長又は、担当区員において払下げる。

70 営林所長又は、担当区員において払下げる。

71 営林所長又は、担当区員において払下げる。

72 営林所長又は、担当区員において払下げる。

73 営林所長又は、担当区員において払下げる。

74 営林所長又は、担当区員において払下げる。

75 営林所長又は、担当区員において払下げる。

76 営林所長又は、担当区員において払下げる。

77 営林所長又は、担当区員において払下げる。

78 営林所長又は、担当区員において払下げる。

79 営林所長又は、担当区員において払下げる。

80 営林所長又は、担当区員において払下げる。

81 営林所長又は、担当区員において払下げる。

82 営林所長又は、担当区員において払下げる。

83 営林所長又は、担当区員において払下げる。

84 営林所長又は、担当区員において払下げる。

85 営林所長又は、担当区員において払下げる。

86 営林所長又は、担当区員において払下げる。

87 営林所長又は、担当区員において払下げる。

88 営林所長又は、担当区員において払下げる。

89 営林所長又は、担当区員において払下げる。

90 営林所長又は、担当区員において払下げる。

91 営林所長又は、担当区員において払下げる。

92 営林所長又は、担当区員において払下げる。

93 営林所長又は、担当区員において払下げる。

94 営林所長又は、担当区員において払下げる。

95 営林所長又は、担当区員において払下げる。

96 営林所長又は、担当区員において払下げる。

97 営林所長又は、担当区員において払下げる。

98 営林所長又は、担当区員において払下げる。

99 営林所長又は、担当区員において払下げる。

100 営林所長又は、担当区員において払下げる。

101 営林所長又は、担当区員において払下げる。

102 営林所長又は、担当区員において払下げる。

103 営林所長又は、担当区員において払下げる。

104 営林所長又は、担当区員において払下げる。

105 営林所長又は、担当区員において払下げる。

106 営林所長又は、担当区員において払下げる。

107 営林所長又は、担当区員において払下げる。

108 営林所長又は、担当区員において払下げる。

109 営林所長又は、担当区員において払下げる。

110 営林所長又は、担当区員において払下げる。

111 営林所長又は、担当区員において払下げる。

112 営林所長又は、担当区員において払下げる。

113 営林所長又は、担当区員において払下げる。

114 営林所長又は、担当区員において払下げる。

115 営林所長又は、担当区員において払下げる。

116 営林所長又は、担当区員において払下げる。

117 営林所長又は、担当区員において払下げる。

118 営林所長又は、担当区員において払下げる。

119 営林所長又は、担当区員において払下げる。

120 営林所長又は、担当区員において払下げる。

121 営林所長又は、担当区員において払下げる。

122 営林所長又は、担当区員において払下げる。

123 営林所長又は、担当区員において払下げる。

124 営林所長又は、担当区員において払下げる。

125 営林所長又は、担当区員において払下げる。

126 営林所長又は、担当区員において払下げる。

127 営林所長又は、担当区員において払下げる。

128 営林所長又は、担当区員において払下げる。

129 営林所長又は、担当区員において払下げる。

130 営林所長又は、担当区員において払下げる。

131 営林所長又は、担当区員において払下げる。

132 営林所長又は、担当区員において払下げる。

133 営林所長又は、担当区員において払下げる。

134 営林所長又は、担当区員において払下げる。

活用して危害の防止、産業の保護その他の公共的目的を達成するため、特定の森林における適切なる施設とを確保する制度である。戦前の保安林の面積は潮告防備林一、五五〇町、防風林一、四〇一町その他合計で総面積三、六四七町におよんでいたのであるが、

戦災により大半が破壊又は焼失され、場所によつては原形さえ止めない箇所がある。それで旧日本森林法により編入された保安林の境界を確定し、台帳の整備をして保安林行政を円滑に運用する必要が生じたのである。この保安林整備事業は一九五四年会計年度から着手されるに至つた。

なお、保安林のもつ公益的性質を鑑み保安林造成費に関しては一〇〇%の補助をして速急に造林をなさしめて、その効果を發揮せしめるべく一九五四年規程の改正を行ない、その復旧促進に乗り出している状態である。

第十一節 林道施設の拡充

交通不便な奥地には、成長休止老令林分が相当量、生立していくが、収支が合わないために、小さな角我のみを採つて未木は放棄するかあるいは未利用のまま放置してある。それ故これら枯死資源を開発し、林利の向上、山村の振興、林産物の需給調整、伐跡更新による成長量増加等を図るために、林地施設の拡充が強く要請される訳である。この要請に基づいて、主として官有林の開発を計るべく一九四九年には沖縄民政府において、東村宮城林道（二、八三三m）、国頭村辺野喜林道（一、四五〇m）が開発され、一九五三年には資源局において、国頭村奥林道（一、四二五m）、同与那林道（一、四七〇m）、同楚洲林道（一五四m）が、一九五三年には経済局において國頭村宮城林道（九二〇m）、同洲林道（一、〇〇〇m）が開設されている。なお西表官有林においては、琉球民政府西表伐採隊により一九四九年に一〇、〇〇〇mの仲良林道、一九五〇年

◎林政十年を回顧して はしがき

林政十年を回顧して（一）
はしがき

第一次大戦下において、文字通りの悲惨な戦禍の跡を受けて、この大戦の終焉した地である吾々の郷土の

林政は、一体どういう具合に出発したであろうか。筆者が、編集子から注文を受けた標題に筆を初めるに際し、先づこう考える。然し筆者は、そのことを語るには余りに相応しくないと想つてゐる。戦後における琉球林政の出発点に当つて、その誕生を見守つたのは、筆者自身でないという理由からである。

また戦後の琉球事情といつても林業行政に関しては、一九五〇年代の琉球における行政統一（このセントラライゼーション）という言葉は、妙に筆者の頭にこびりついているものであるが、この言葉にまつわるニュアンスについては、後で更めて語ることにする。）即ち臨時中央政府、琉球農林省等の機構成立の時にあります。然し、このような反省は、単なる事実の想起であつても困る、事実に伴う意味そのものの発見と、筆者自身でないという理由からである。

一シヨンは、余り詳にしない。但し、このことも後で

うに認識するかということである。一般には、この言葉のもつ意味が明瞭でないのではないかと疑問に考えます。もつと有体に言うと、企画機関、指導機関、行政機関の組織体としてのわれわれ林政当事者は、何を「林業し」、何を「技術し」、何を「行政し」といふかと、普段から我が首をかしげてゐるので、筆者の林政認識、アヤフヤ極まるものである。もつとも戦後という特殊事情は、おうべくもなく、人の組織にしろ、予算制的にしろ、諸々の要因が積み重なつて、林政その自体の進展に影響を及ぼしている事実に眠をふさぎたいと想つてゐる訳ではない。

第二には、との種の回顧論には、吾々林業人の集りである青葉会の会誌の第一号から掲載中の「戦後の林政史」一標題は、内容からして不適だと想う一のよう、重要項目毎にはば年代を追つて、並列的な説き方もある。又琉球農林協会編「戦後農林水産業の十年歩み」の中に簡明的な事業項目中心の総括的、且つ、集約的な叙述史も見られる。更に、最近には「琉球林業の概要」と題する戦後の林業行政実績を中心とした要覧的発行物もある。これらの回顧論は、技術官の中心を遠く離れた一般に対する平面的叙述に過ぎないのではないかとする。このような不満は、前に述べたように、「林政」という意義なり觀念に対する不明確な自己認識に対する危惧に由来していると思われる。

それにも、このような回顧論は、いわゆる平面的叙述列に過ぎない。このような叙述列が、いかなる時点に、いか様にして結びついているのか？その意味付け

については「一九五一年に一、四七八mの越官林道が、一九五四年には三六〇mの稻葉林道が開設されている。

以上戦後の新設距離は計三四、一八九mにおよび、これら林道の利用による資源開発は復興に資すること、多大なものがあった。

（あおば三号より）三四頁と三六頁、共名執筆 比嘉行雄、仲村松助、仲宗根毅

語るよう例えばGHQのドナルソン・大佐の勧告でみたとも言えようか。行政が行われていたのであるから、琉球林政の初期は、夫々の地域において、夫々の特殊的環境と技術人組織の中において独自の考え方ども、標題にとつて相応しい語り手となり得ないことを説けば筆者の視野は、当然すぎる程狭いので、標題を説くことを不適とする理由は、ここにあるようだ。

次に浅学非不に加えて、実践的体験なり深い思慮なりの乏しさから来る不明さの故に、いよいよもつて戦後の特殊事情下における林政の複雑性、困難性の解明に、筆者自身は、無力を痛感している。この意味からも、標題にとつて相応しい語り手となり得ないことを

表現しなければならない。

それに抱らず、拙い筆を走らせようとする所以は、編集子の林業愛に感与したことのみならず、貧乏余りに相應しくないと想つてゐる。戦後における琉球林政の出発点に当つて、その誕生を見守つたのは、筆者自身でないという理由からである。

また戦後の琉球事情といつても林業行政に関しては、一九五〇年代の琉球における行政統一（このセントラライゼーション）という言葉は、妙に筆者の頭にこびりついているものであるが、この言葉にまつわるニュアンスについては、後で更めて語ることにする。）即ち臨時中央政府、琉球農林省等の機構成立の時にあります。然し、このような反省は、単なる事実の想起であつても困る、事実に伴う意味そのものの発見と、筆者自身でないという理由からである。

一シヨンは、余り詳にしない。但し、このことも後で

が欲しいと考える者があります。新たな林政回顧論は、この意味付けが盛られることが望ましい。回顧する限り、そこには、新しい飛躍のための反省が生れてこなければなるまい。即ち、古語でいう「温故知新」であります。然し、このような反省は、単なる事実の想起であつても困る、事実に伴う意味そのものの発見と、解明でなければならないであろう。

卒直にいつて、筆者の罪力では戦後十年という林政事実について、その意味の解明を務めることができない。この罪力を意識しつゝ敢えて筆を架する所以は編集子に対する筆責に励まされてのことと、恐らく单なる平面的叙述に陥るのを覚悟しつゝ多少なりとも異つた回顧論として、いわゆる林政の「意味づけ」のための資料を提供してみたいと想います。「まえおき」が少論」も形づけられたが、この前提から、この「回顧」切にお願いしたい。

〔二〕林政出発のころ

終戦直後の一九四六年、石川市において沖縄諮詢委員会が発足したことにより曲りなりにも再建沖縄のための住民福祉実現の土台となるべき住民行政の端緒が開かれた。

この頃、農務部（部長比嘉永元氏）の林務専門委員として、夫々不自由な収容所生活の中から招集された方々は、現在の林務課長仲宗根嘉三郎、林政係長仲宗根毅、同じく造林係長吳屋清仁、南部造林所長福山安喜その他の方々であった。その後、農務部内に林産課が設けられ、初代の林政執行責任者として現林政係長の仲宗根毅さんが選ばれ、その下に福山安喜、山城堂立、仲村松助の三氏が参画して、戦後最初の記念すべく、その時の辞令は、「任技官、俸給、現物給与」

ということになつてゐる。このことは、灰聞する戦後

の社会事情の背景において、林政再出発における当時の心中、さぞかし平時の奉給精神以上のものがあつたであろうことは、推察するに難くない。

さて、当時において構想された林政の主軸は、何であつたろうか。筆者は、次のように推論し、且つ、整理しているが如何であろうか。

一、官有林經營を如何にしていくか？
(兩えて) していくか？

三、戦禍を受けた荒廃山林の復旧を如何にすべきか？

二、復興という必然的要請に、林政は如何に対処するか？

このように設定された三つの命題を、総括的につなぎ合わせて見たい。即ち、当時の林政担当者に去來した林業觀は、公式的乍ら次のようになかつたかと考えられる。

一つには、戦禍の中から立ち上る住民の復興への意欲は、山林所在に盜乱伐の傾向を生むことを必然だと考えたろう。而も、それを規制する法的措置の実施も占領下という特殊事情の下に、初めから無視されるであろう。

二つには、林政の立場から島嶼的存在である郷土の林業資源の負担力もさること乍ら、山地荒廃化による将来の悪影響化にも強く憂慮せざるを得なかつたであろう。

この二つの戦後事情に対処して苦慮されたのが、林政の初期担当者の方々でなかろうかと思うのですが、林政の初期担当者の方々でなかろうかと思うのです。このような林政配慮は、純林業人の立場から当然であつたと首肯する者であります。いわば、保護と生産（通常の意味における）の対立面に、如何な施策の立脚点を求むべきか、といったところに、戦後初期林政の困難性が横たわつてゐたものと言えます。

以上の初期林政における配慮については、三群島の

ように考えられないだろうか。

先づ当時の行政基本となつてゐる軍布告、軍指令が
らすると、官有林の管理権限主体は、沖縄民政府があ
つたのでなく、初めから、米国民政府の相等機関にあ
つたことが明瞭である。根拠とされるのは、「一九四八

年四月七日付米國海軍々政府布告第七号「財産の管
理」である。即ち、その第二条は、次の如く規定して
いる。「本布告の有効期間より軍政府下の区域内にお
ける左の財産は、財政管理官に委任す。(一)(ロ)

総ての国有財産。(ハ) 又この「国有財産」なる用語
は、第一条において、次の如く定義つけられている。
即ち、「米國以外の國家が其の権利所有権または権益
を有する総ての財産又は米國以外の國家により所
有、支配管理されたる総ての財産にして、且つ其の未
來の支配権を行使したもの……」となつてゐる。

(あおば創刊号より) (六頁・十五頁)

林政十年を回顧して (二)

前号において、官有林財産の管理権の所在を明らか
にしたのであるが、なお少しが補足しておきたい。

同布告第四条第三項によると、「本布告に所属する
財産の保管、所属及び支配権を有するすべての者は、
財産管理官によつて要求されたる場合は、之を同管理
官に引渡す可し」とあり、それまでは「斯かる権利、
権益の所持を継続し……その財産の保管、支配及び
執行の権利を継続すべし」としている。このことか
ら、沖縄民政府による前述の財産運用管理の適切なり
しことが首肯されるのではないかと想われる。この運
用管理によつて生じた生産物代金は、精算され、同管
理者に預託されているから――

以上の管理権は、林野行政の統一と円滑化のため
に、その実質的運用を代行機関たる民機構に委任する
を適切なりとして採られたかについて極く表面的な貧しい
理解を通して、その推移状態を辿ることにしよう。

官有林生産の積極化になつたのは、林産物需
要の緊急化した当時の社会環境を背景にしていること
は勿論だが、行政的には一九四六年十月一日付民政府
布令第六号「工業企業令」の発布であると思われる。

この布令公布当時は、既に米軍補給物資の無償配給
は、打切られており、未だ賃金その他の物価の最高価
格別が維持されていたようである。この布令は、恐らく
一翌年十一月一日の自由経済実施のための予備的措置
ともみられようか、この布令の要旨とするところは、
次とのとおりである。即ち「沖縄ノ経済發展ノ基礎ヲ確
立スルコトヲ目的トシテ、企業免許ヲ沖縄知事ヨリ受
クベシ」としたものである。こゝに住民は、企業免許
制度の設定によつて、その經濟發展を伸長すべく事業
を開拓することができるようになつた訳であるが、各
種産業生産といつても、漸く再開した許りで、企業ベ
ースに乗つた事業も参々たるものでなかろうか。恐らく
事業らしい民間事業再開の嚆矢とするものは、建築
復興時代を反映した木材会社の設立であろうと考えら
れる。(林業関係部門以外は明らかにしない。) 住民
の凡てが最も必需していたのは、木材であったので島
内再生資源としての森林を対象にした生産企業が興る
ことは当然の話であろう。それで、以下官有林生産の
単に述ることにする。

る。この指令が琉球における林業行政、特に官有林行

政の性格を規定している重要なものであるので、左に
掲記(最終指令)しておぐ。

一九五二年三月十三日付琉球列島米国民政府

指令第四号「日本国有森林財産」

一、一九四五年十一月二十九日付米國海軍々政府布告第
七号の第五条に従い琉球列島米国民政府資源局林務課

長は琉球財産管理局より左記の通り代行権限を委任さ れている。

A 日本の国有森林財産の一一部であつた財産を不法
に若しくは許可なく除去、毀損、隠匿又は処分す
るのを防して管理局に代り窃盜又は不法侵害に
ついて起訴する。

B、国有森林財産の材木及び類似の天然産物を伐
採、収穫、出荷及び一般へ売却する。

C、前項に掲げた事業を遂行するための契約をな
す。

D、賃貸し、免許し、又は国有森林財産に関する材
木使用権を付与し又は貸賃を徵収し管理局の勘定

E、植林、開墾、排水、火災予防其他予防措置によ
り国有林財産の価値を保存、維持、保護及増進し
て手形を振出しそれから生ずる訴訟手続をとる。

又将来產出の數量と質を増進する事業の達成。

二、前節に述べた権限を行使するに際し琉球列島米國
民政府資源局林務課長は、「一九五一年八月十三日付
民政府布令第四号主題改正琉球森林法」の指示に

従い、林野行政の職務を琉球臨時中央政府資源局林
務課へ委任しその外その権限内によるすべての機關
を利用する権限を与えられる。

三、前記第一節のAIEに述べた権限の範囲内での行
為を遂行するに際し、琉球列島米国民政府資源局林
務課長は琉球財産管理局の代行者とする。

四、本指令は一九五二年三月十三日より之を実施す

る。

五、各群島知事宛の一九五一年八月十日付琉球列島米
国民政府指令第十二号主題、日本国有財産は茲に廢
止する。

右民政副長官の命により発布する。

民政官 米國陸軍准將

ゼーヴ・エム・ルイス

保護取締その他管理一般官有林の管理担当制度
は、以前に述べたように、極めて早くから制定された
のであるが、保護任務及び施行実施は、全く難渋そ
ものであったようだ。官有林管理に関しては、特に現

林務課長仲宗根嘉三郎氏の直接統轄指導の下に夫々連
携をとりつゝ方針に沿う計画実施に努力されたようで
ある。何分にも当初(一九四六年九月)の農村計画復
興予算是千五百万円で、それが農務、工務、工業、
衛生の各部に關係しているので、林業事業費に割り當
てられていたものは、甚だ少額であつたろうと推察さ
れる。従つて、官有林事業に投じられた額は、問題と
するに足らなかつたと想われる。

林政の要望に沿うところの予算措置が講じられるに
至つたのは、ずっと後れて、一九五〇年四月(正式に
は二月)琉球森林省発足による全琉球政統一期以後で
ある。そしてその後の林政重点は、官有林行政に移
行することとなる。即ち、機構組織の運営重点は、官
有林管理組織に指向されそれに伴つて、予算措置も、
そのことを裏付ける方向に置かれるに至つた。

前記復興計画予算措置後は、年々官有林、業務の拡
張策が図られ、官有林における空誤伐の取締、貸付業
務、樹実採集、歩道刈払、造林地の調査保護、立木払
下用務等多岐に亘る管理業務が除々に進行していった訳
である。それ故、事業を積極的に遂行するには、条件
が整わらず、不振をかこち専ら保護取締に腐心せざるを
得ない状態にあつたと云い得ようか?

前記復興計画予算措置後は、年々官有林、業務の拡
張策が図られ、官有林における空誤伐の取締、貸付業
務、樹実採集、歩道刈払、造林地の調査保護、立木払
下用務等多岐に亘る管理業務が除々に進行していった訳
である。それ故、事業を積極的に遂行するには、条件
が整わらず、不振をかこち専ら保護取締に腐心せざるを
得ない状態にあつたと云い得ようか?

- 沖縄復興木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜、宇嘉官
有林の一部及び羽地村源河官有林の一部、
長石原昌淳、沖縄復興木材株式会社(社長山田親
徳)の二社に対し企業免許を指令している。これが木
材会社設立に関する指令第一号である。この二会社
は、その設立認可と共に、会社の生産基盤を沖縄官有
林に求めて払下申請をなすに至つた。その結果、林務
局は、前記方針の施業を図るを条件として、次の官
有林の払下指令を発している。
○沖縄木材会社—東村、川田、宮城嵩江官有林の一
部、
○沖縄復興木材会社—國頭村、安田、辺野喜

○首里木材株式会社（首里市、稻福盛武）

○金田組（官野清村、金城田助）

○大洋林産株式会社（那覇市、平良宗樽）

右の会社生産組織をとらないものに、次の三がある。

○那覇市 ○本部町 ○羽地農業組合

沖縄官有林における生産は、右のごとく自由企業意

欲の勃興、そして自由経済制度への移行過程に、民間

概ね軍直轄組織による生産に委ねられており、西方の

対応的な点が興味深い。

さて、以上の超勢は、一九五〇年全琉林政統一機関

として林野局が設置され、前述の「日本国有林財産」

と題する軍指令の発布前まで続き、その後は、一九五

一年一月十六日付琉球民政官府指令「前日本国有

林の用材払下方法」により、官有林における規整され

た生産が企図されるに至った。この企図を強化するこ

とは、前述の指令第四号の中にも、財産管理官の権限

として唱われているところである。それ故、その前提

としては、「三、六〇〇町歩余の沖縄官有林（經營

区）に対する「經營案」編成業務が一九五一年に着手

され、「一九五二年以降この「經營案」に基いて植伐を

視整し、かつ、施行の合理化を期することになった。

かくして、官有林管理暫定方針は自ら終末を見、一応

は、謂うところの正常經營期に進んだと言えましょ

う。

ここまで來るのに概ね五ヶ年才月を費している。こ

れは一九四九年二月十九日付軍政府指令第二六号「琉

球RFAOの編成」により、軍政当局が同機構を強力

に推進し、一九五〇年二月一日に同機構活動を積極的

に開始せしめた結果、林政機構も同時に全琉的に統一

せられたのである。この行政統一には、人的組織強化

と予算措置の拡大という裏付けを待っていた。従って

A 日本の国有林財産の一部であった財産を不法に

若しくは許可なく除去、毀損、隠匿又は処分する

のを予防し又は管理局に代り窃盜又は不法侵害につ

いて起訴する。

B 国有林財産の材木及び類似の天然産物を伐採、

収穫、出荷及び一般へ売却する。

C 前項に挙げた事業を遂行するための契約をな

す。

D 貨貸し、免許し、又は国有森林財産に関する材

木使用権を付与しそれから生ずる訴訟手続をとる。

E 植林、開墾、排水、火災予防その他予防処置に

より国有林財産の価値を保存、維持、保護及び増

進し又将来産出の数量と質を増進する事業の達成

を遂行するに際し、琉球列島米国民政府資源局林

野課長は琉球財産管理局の代行者とする。

四、本指令は一九五二年三月十三日よりこれを実施す

る。

◎日本国有林

（一九五三年三月一三日米国民政府指令第四号）

◎樹苗圃設置について

五、各群島知事宛の一九五一年九月十日附琉球列島米

国民政府指令第一二号「日本国有林財産」はこれを

廃止する。

◎林業施業計画について

五、各群島知事宛の一九五一年九月十日附琉球列島米

国民政府指令第一二号「日本国有林財産」はこれを

廃止する。

この時期以前は、林業部門が復興生産の重要な担い手になっていた割に、組織と予算面の制約から、微温的な行政に終始する外なかつたのである。

沖縄官有林は、以上の冗漫な説述にみられるよう企業者に委嘱せられていたが、西表国有林の場合は、概ね軍直轄組織による生産に委ねられており、民間の勃興、そして自由経済制度への移行過程に、民間企業者に委嘱せられていたが、西表国有林の場合は、概ね軍直轄組織による生産に委ねられており、民間の勃興、そして自由経済制度への移行過程に、民間

企業者に委嘱せられていたが、西表国有林の場合は、概ね軍直轄組織による生産に委ねられており、民間の勃興、そして自由経済制度への移行過程に、民間

具志川 具志川役所内 二月二三日

2、出品物は左の会社、団体及び個人より出品せしめる。

一九五二年十二月十七日 沖縄農第一六八八号

經濟部長

五、ボスター募集、標語、作文の募集

1、ボスター募集（学校 一般）

イ、規格 横一尺五寸、縦二尺五寸の用紙を用いること。

ロ、森林愛護に関する文字を必ず插入すること。

但し插入する標語は標語の審査より之を省く。

2、論文（一般）

題目 琉球の林業政策について

3、標語（学校、一般）

愛林思想の興揚を意味した標語に限られる。

4、作文（学校）

愛林思想に関する作文

5、審査の結果入選者は賞品、賞状を授与する。

6、入選者は新聞紙上に之を発表する。

7、応募作品は一切之を返却しない。

8、愛林詩は初中校一般向（首題、小唄調）の二種

9、歌詩の内容は平易な樂しみやすいものにして郷土綠化又は緑の山を。

10、締切期日は一九五二年一月末日限り

11、入選作品は五〇〇円宛賞金を授賞する。

12、宛先は林野局とする。

13、造林品評会開催

14、学校林

15、苗圃

16、一般造林

17、林業展覧会開催

18、期日 自一九五二年二月二十三日 至一九五二年二月二十五日

◎本年度造林実施について

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尙友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

第九條 民有林野の造林補助要綱

第十條 民有林野の造林補助要綱

第十一條 民有林野の造林補助要綱

第十二條 民有林野の造林補助要綱

第十三條 民有林野の造林補助要綱

第十四條 民有林野の造林補助要綱

第十五條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（尚想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尙友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（専想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尙友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（専想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尙友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（専想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尚友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（専想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尚友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（専想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号

一九五二年十一月二十三日

資源局長 富名腰尚友

各市町村長殿

装飾用門松の廃止について（依命通達）

左記の理由により正月の装飾用門松は全廃して森林の保存を図ることになりましたから貴管内の住民に周知徹底させるようお取り計らい下さい。

一、植林の強化は、目下の急務である。
一、松喰虫が全島に蔓延しているので特に松を保護しなければならない。

一九五二年度

林業に関する書類

第一條 民有林野の造林補助について

第二條 民有林野の造林補助要綱

第三條 民有林野の造林補助要綱

第四條 民有林野の造林補助要綱

第五條 民有林野の造林補助要綱

第六條 民有林野の造林補助要綱

第七條 民有林野の造林補助要綱

第八條 民有林野の造林補助要綱

を受ける町村は出来るだけ自村の掘取人夫を連れ自ら運搬する方法を執られたいと、同所は希望している（専想思樹ノースマキの二種は要求を充分に充しえるでしょう。）

七、右苗木は直ちに植栽される様準備の周到を期さなければならぬことは活着並びに成績と密接な関係があるからである。

○装飾用門松の廃止について

資林第四八九号</p

有者又は共同狩猟地の免許を受けた者の告訴によつて処断する。

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、二十五ドル以下の罰金に処する。

一 第十八条の規定による立入検査を拒々、妨げ又は忌避した者

三 第二十二条の規定の報告による報告をなさず、又は虚偽の報告をなした者

四 獣猟地の標識又は第九条第三項の施設を移転し、汚損し、き損し又は除却した者

第二十八条 獣猟免許又は第十三条第一項の許可を受けた者が、この立法又はこの立法に基く規則に違反して罰金以上の刑に処せられたときは、その獣猟免許又は許可はその効力を失う。

(罰則規定)

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条から第二十七条までの違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科す。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するために当該業務に対し、相当の注意及び監督をなしたことの証明があるときは、その法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するためにはこの限りでない。

附 則

この立法の施行期日は、規則で定める。

附 則

「一九五三年一月規則一六号で、一九五三年

この立法は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

◎水産業

○水産業戦後十年の歩み

一部解除し又は造林者に対し耕作を指示することがある。

九 部分林契約地内を造林以外の目的に使用する場合は、別に貸地契約をするものとす。

十 本契約は、八重山開発株式会社発起人代表との契約であるため、会社設立後、会社代表が変更した場合も本契約は継承するものとす。

(四) 水産業

四面環海の好漁場に恵まれた海の国琉球も、彼の総部隊所属の造船所が民の水産部に移管され、本格的な造船、漁船の修理に取り組み、又漁業者が一番困つて、一九四五五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二十九日石川市に沖縄諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ、初代部長に糸敷昌保氏が任命され、漁業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍

より、大破、焼沈し百数拾隻を数えた動力漁船も戦争直後の一九四五五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二十九日石川市に沖縄諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ、初代部長に糸敷昌保氏が任命され、漁業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍

七、十屯から二十屯未満一一五隻合計一四八隻、剝舟七九三隻が操業出来るようになつた。漁獲も鱈が三、八七〇、二八三封度、かじき、まぐろ、鯛類等合せて八、別に貸地契約をするものとす。

十 本契約は、八重山開発株式会社発起人代表との契約であるため、会社設立後、会社代表が変更した場合も本契約は継承するものとす。

十一 本契約は、八重山開発株式会社発起人代表との契約であるため、会社設立後、会社代表が変更した場合も本契約は継承するものとす。

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

「一九四七年七月三〇日立法第三五号」

この立法は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

○水産業戦後十年の歩み

四面環海の好漁場に恵まれた海の国琉球も、彼の総部隊所属の造船所が民の水産部に移管され、本格的な造船、漁船の修理に取り組み、又漁業者が一番困つて、一九四五五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二十九日石川市に沖縄諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ、初代部長に糸敷昌保氏が任命され、漁業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍

より、大破、焼沈し百数拾隻を数えた動力漁船も戦争直後の一九四五五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二十九日石川市に沖縄諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ、初代部長に糸敷昌保氏が任命され、漁業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍

より、大破、焼沈し百数拾隻を数えた動力漁船も戦争直後の一九四五五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二十九日石川市に沖縄諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ、初代部長に糸敷昌保氏が任命され、漁業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍

より、大破、焼沈し百数拾隻を数えた動力漁船も戦争直後の一九四五五年には健全なものは僅かに拾数隻を数えるまでに激減し、戦前華々しい活動を遂げた水産業も全く停止の状態に至つた。

然し同年八月二十九日石川市に沖縄諮詢会が設立され、民政を司る様になり、その機構の中に水産部が置かれ、初代部長に糸敷昌保氏が任命され、漁業の復活がなされるに至つた。

越えて一九四六年四月一日本部町谷茶区在の米陸軍

年次別	漁獲高、漁船数次のとおり	加工、輸出品高を見る	漁獲高、漁船数次のとおり	加工、輸出品高を見る	漁獲高、漁船数次のとおり	加工、輸出品高を見る	漁獲高、漁船数次のとおり	加工、輸出品高を見る
一九四六年	不 明	八五、一二〇	一一三、二六四	一二〇、七九〇、七三二	一四八	一〇、七九八、三〇五	一〇、二一八、三八〇	二〇、六四五、九二九
一九四六年	四七	七六四、三九五	不 明	三七九、一二四	二三七	四八	二六三、四一八	四七、六二八
一九四六年	四八	一、〇五三、八〇八	四八	一、〇五三、八〇八	三四九	四九	一、〇五三、八〇八	一、〇四八、八〇八
一九四六年	四九	一、〇四八、八〇八	四九	一、〇四八、八〇八	三四九	四九	一、〇四八、八〇八	一、〇四八、八〇八

七、十屯から二十屯未満一一五隻合計一四八隻、剝舟七九三隻が操業出来るようになつた。漁獲も鱈が三、八七〇、二八三封度、かじき、まぐろ、鯛類等合せて八、別に貸地契約をするものとす。

十 本契約は、八重山開発株式会社発起人代表との契約であるため、会社設立後、会社代表が変更した場合も本契約は継承するものとす。

十一 本契約は、八重山開発株式会社発起人代表との契約であるため、会社設立後、会社代表が変更した場合も本契約は継承するものとす。

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

「一九四七年七月三〇日立法第三五号」

この立法は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

◎部分林契約書(写)

八重山開発株式会社 発起人代表 岩崎嘉秀平

琉球政府主席 比嘉秀平

國場幸太郎

附 則

三 在所 八重山群島竹富町西表島内国有林

一 前記以外の事項については政府の当該官有林の施業計画に準拠すること。

二 造林契約地内に存在する政府所有の樹木は契約当時の時価により造林者之を買受けること。

三 造林契約の全面積に存立する並木の価格は契約当時の算定額によつて決定し、代金の支払方法は毎年度の伐採面積に相当する金額を算出して当該年度の初めに支払をなすこと。

四 造林契約当時一般民へ貸付使用中のもの及び地元の他特用樹種

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

三 在所 八重山群島竹富町西表島内国有林

一 前記以外の事項については政府の当該官有林の施業計画に準拠すること。

二 造林契約地内に存在する政府所有の樹木は契約当時の時価により造林者之を買受けること。

三 造林契約の全面積に存立する並木の価格は契約当時の算定額によつて決定し、代金の支払方法は毎年度の伐採面積に相当する金額を算出して当該年度の初めに支払をなすこと。

四 造林契約当時一般民へ貸付使用中のもの及び地元の他特用樹種

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

三 在所 八重山群島竹富町西表島内国有林

一 前記以外の事項については政府の当該官有林の施業計画に準拠すること。

二 造林契約地内に存在する政府所有の樹木は契約当時の時価により造林者之を買受けること。

三 造林契約の全面積に存立する並木の価格は契約当時の算定額によつて決定し、代金の支払方法は毎年度の伐採面積に相当する金額を算出して当該年度の初めに支払をなすこと。

四 造林契約当時一般民へ貸付使用中のもの及び地元の他特用樹種

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

三 在所 八重山群島竹富町西表島内国有林

一 前記以外の事項については政府の当該官有林の施業計画に準拠すること。

二 造林契約地内に存在する政府所有の樹木は契約当時の時価により造林者之を買受けること。

三 造林契約の全面積に存立する並木の価格は契約当時の算定額によつて決定し、代金の支払方法は毎年度の伐採面積に相当する金額を算出して当該年度の初めに支払をなすこと。

四 造林契約当時一般民へ貸付使用中のもの及び地元の他特用樹種

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

三 在所 八重山群島竹富町西表島内国有林

一 前記以外の事項については政府の当該官有林の施業計画に準拠すること。

二 造林契約地内に存在する政府所有の樹木は契約当時の時価により造林者之を買受けること。

三 造林契約の全面積に存立する並木の価格は契約当時の算定額によつて決定し、代金の支払方法は毎年度の伐採面積に相当する金額を算出して当該年度の初めに支払をなすこと。

四 造林契約当時一般民へ貸付使用中のもの及び地元の他特用樹種

五 植栽の期間及び方法

期間一町歩当たり各樹種一千本基準とする。

六 手入の方法新植後三年間は主として補植の外、雑草、いばらの刈払を年二回実施四年目からは美情に

七 伐採時期及び方法

政府計画案に準拠するものとする。

八 収益分収の割合

政府Ⅱ一 造林者Ⅱ九

十二月一日から各樹種一千本基準とする。

附 則

三 在所 八重山群島竹富町西表島内国有林

<

一九五〇年四月一日に琉球農林省が創立し、農林水産行政は全流域的に統合し、水産局が設置され水産業助成も行われるようになった。

又ガリオア資金により漁船十五屯級二十一隻、三十屯級二十九隻、五十五屯級六隻、九十屯級七隻、一五一屯級二隻合計六十五隻の木造船が新造され、各組合に舟艇の代替として配船され水産業も漸く戦前の姿に立返るようになった。然しこの年は海況が悪く、不漁が続き又燃料代も七月から一ガロン当りガソリン九円から十八円二十七銭に、ディーゼルが五円から九円五十一銭に、モビールが三十九円から七十八円と約二倍にも騰貴した為經營が困難になり軍作業へと離業者が多くなり、昨年の一九四九年に二三、四四一人数えた漁業者も一三、一一八人と激減した。漁獲も一九四九年の二〇、六四五、九二九封度が一八、〇八五、六二八封度と減少した。

明けて一九五一年五月二十四日には琉球協同組合法が軍布令によつて公布され、從來の水産組合が漁業協同組合と改組され、組合の協同組織を強化した。此の頃から布拉タス島へ台灣商社と契約して出漁するようになり、多量の高セ貝、広セ貝等の貝殻貝類や海人草を採取し、日本にも輸出してドルを獲得し琉球の經濟を潤すようになつた。同年の主な輸出高は海人草五三六、二〇五封度、貝類二、三五九、九四〇封度であつた。

一九五二年四月一日琉球政府が創立、琉球農林省も統合され資源局と改められた水産課長に前の水産局長森田真弘氏が任命された。又七月三十一日には輸出物産検査法が公布され輸出物の検査をなし、資質の向上を図るようになつた。十月九日には水産界が渴求していた米軍の三重城冷凍工場が民に払下げられ琉球水産株式会社によつて運営されるようになり、これまで盛漁期には何時も水不足に悩まれていた漁業者を喜ばせた。

輸出は昨年の一九五三年の三、〇七四、一〇九封度に対し三、四三四、六七九封度と三六〇、五七〇封度の増加となつてゐる。その主なもの次のとおり！

種別	一九五三年	一九五四年
鱈・節	一九五四年	一九五四年
海人草	五六八、三七五	五六一、二六〇
貝類	一、八四六、七八九	二、二七七、四七九
魚缶詰	七、〇一七、七四〇	五、一四五、一九一
塩魚	九、六八三、七〇〇	六、九四〇、六三五
鰹節	一七、四三〇	七〇、八一六

となつており輸出は増加し輸入は減少している。右の外に一九五三年から始められた珊瑚漁業も成功を納め、一九五三年には四二一封度、五四年には三七四封度も採取し一〇〇匁当り約二万円（日本円）もの高価で輸出され又真珠も近く輸出されるようになつてゐる。真円真珠の上質のものは一個十五万円（B円）もの高価で輸出出来るようで、これが輸出により相当のドルが獲得出来よう。尙一九五四年には琉球水産株式会社により、新しいケースとして冷凍館が米国向け十五屯も輸出され欧米への糸口を見つけており、近く設立を見る缶詰工場（琉球食品加工株式会社）の

較すると実に二一%と、九八八、〇四三封度の増加となつてゐる。その中でも特に鱈・節は二、二四八、三四一封度と昨年一九五三年（九二九、五三五封度）の約二・四倍となつてゐる。更に輸出入面を見ると輸出は昨年の一九五三年の一六、八〇三、五七〇封度に対して三、四三四、六七九封度と三六〇、五七〇封度の増加となつてゐる。その主なもの次のとおり！

種別	一九五三年	一九五四年
鱈・節	一九五四年	一九五四年
海人草	五六八、三七五	五六一、二六〇
貝類	一、八四六、七八九	二、二七七、四七九
魚缶詰	七、〇一七、七四〇	五、一四五、一九一
塩魚	九、六八三、七〇〇	六、九四〇、六三五
鰹節	一七、四三〇	七〇、八一六

缶詰と共に輸出面も大いに伸びるものと予想される。漁業に無くてはならない水も、何時も盛漁期には不足で悲鳴をあげていたが左の工場の設立により、水不足は全く解消され漁獲物の鮮度保存に完璧を期している。

本部製水所（琉球造船工場）沖縄一九四六年六月六日（能力屯数）（日産）一五屯
糸満製水株式（沖縄）一九五〇・九・一一五
糸満水産株式（糸満）五〇・九・十五
八重山製水株式（八重山）五一・一・二二十四
那瀬水産株式（沖縄）五一・一・三・五四五
琉球水産株式（沖縄）五一・九・二十七三〇
名護製水株式（沖縄）五一・二・五一五
与那原製水所（沖縄）五四・一・三・三十六〇
大丸製水所（沖縄）五四・七・十三〇
琉球製水所（沖縄）五四・八・三十一一五

ものがあつた。特に一九四五年沖縄諮詢会設立により

水産部が設置され、四六年の本部造船所の民移官、水産組合の復活、中央水産組合の設立四七年の舟艇を漁船としての貸与、四八年の水産研究所の設立、そして

五〇年ガリオア漁船の建造五一年協同組合法公布による水産組合を改組しての漁業協同組合の誕生、明けて五二年漁業法の公布、更に琉球水産株式会社の設置、

斯くて現在は漸く水産業も、海上陸上共に設備が安定し軌道に乗つた感であり琉球水産業も政府が提唱し、補助金を交付して奨励していける遠洋漁業、二業態以上に従事出来る近海、沿岸漁業の合理化政策と相俟つて懸念發展するものと大いに期待される。

水産統計表次のとおり

種別	一九五三年	一九五四年
かじき	五、七七六、六八八	一、二三七、九六二
まぐろ	二六四、〇二七	一、〇三一、六〇七

嶺丸を購入して操業百数四、五十日を要する遙かセレベス海まで乗出し、一航海當約十万斤の漁獲を揚げ水産業の躍進を遂げた。更に十月十三日には兼ねて準備が整えていた琉球漁業法が公布され、これまで各郡島が最も賤貴した為經營が困難になり軍作業へと離業者が多くなり、昨年の一九四九年に二三、四四一人數えた漁業者も一三、一一八人と激減した。漁獲も一九四九年の二〇、六四五、九二九封度が一八、〇八五、六二八封度と減少した。

政府はこの年から遠洋漁業の奨励と一業態での經營を

難に鑑み、転換漁業の鮪延繩と火光利用漁業に補助金を交付して漁業の振興を図つた。又今まで軒々として居所を変えていた水産研究所が馬夫にブロック建ての新舎を建築し、落着いて調査研究に乘出すようになつた。尚五月には泊在の沖縄漁業協同組合連合会の鮮魚卸市場が誕生し、今まで商売人に叩かれていた鮮魚がこの市場で競売されるようになり漁業者に大きい利益をもたらすようになった。

技術の指導普及と基礎資料調査等を目的として、本頃から布拉タス島へ台灣商社と契約して出漁するようになり、多量の高セ貝、広セ貝等の貝殻貝類や海人草を採取し、日本にも輸出してドルを獲得し琉球の經濟を潤すようになつた。同年の主な輸出高は海人草五三六、二〇五封度、貝類二、三五九、九四〇封度であつた。

一九五二年四月一日琉球政府が創立、琉球農林省も統合され資源局と改められた水産課長に前の水産局長森田真弘氏が任命された。又七月三十一日には輸出物産検査法が公布され輸出物の検査をなし、資質の向上を図るようになつた。十月九日には水産界が渴求していた米軍の三重城冷凍工場が民に払下げられ琉球水産株式会社によつて運営されるようになり、これまで盛漁期には何時も水不足に悩まれていた漁業者を喜ばせた。

行なわれた。その翌月の四月は宮古漁連が招聘した。宮古漁連から日本で盛んに行われ好成績を上げているが免除され經營難に喘ぐ各団体を喜ばせた。昨年の一九五三年末から水産技術員を配置して漁村の振興に当らせた。又同年四月から糸満にも糸満漁業協同組合の鮮魚卸市場が出来一 日平均五千斤内外の鮮魚を競売して、漁業者、消費者に便を与えている。

降つて一九五四年三月九日には水産團体のガリオア資金で購入した物資代未払金の一部約十四万三千弗

嶺丸を購入して操業百数四、五十日を要する遙かセレベス海まで乗出し、一航海當約十万斤の漁獲を揚げ水産業の躍進を遂げた。更に十月十三日には兼ねて準備が整えていた琉球漁業法が公布され、これまで各郡島が最も賤貴した為經營が困難になり軍作業へと離業者が多くなり、昨年の一九四九年に二三、四四一人數えた漁業者も一三、一一八人と激減した。漁獲も一九四九年の二〇、六四五、九二九封度が一八、〇八五、六二八封度と減少した。

政府はこの年から遠洋漁業の奨励と一業態での經營を

難に鑑み、転換漁業の鮪延繩と火光利用漁業に補助金を交付して漁業の振興を図つた。又今まで軒々として居所を変えていた水産研究所が馬夫にブロック建ての新舎を建築し、落着いて調査研究に乘出すようになつた。尚五月には泊在の沖縄漁業協同組合連合会の鮮魚卸市場が誕生し、今まで商売人に叩かれていた鮮魚がこの市場で競売されるようになり漁業者に大きい利益をもたらすようになった。

技術の指導普及と基礎資料調査等を目的として、本頃から布拉タス島へ台灣商社と契約して出漁するようになり、多量の高セ貝、広セ貝等の貝殻貝類や海人草を採取し、日本にも輸出してドルを獲得し琉球の經濟を潤すようになつた。同年の主な輸出高は海人草五三六、二〇五封度、貝類二、三五九、九四〇封度であつた。

一九五二年四月一日琉球政府が創立、琉球農林省も統合され資源局と改められた水産課長に前の水産局長森田真弘氏が任命された。又七月三十一日には輸出物産検

(戦後)

水産物輸入実績

種目	1947年	48	49	50	51	52	53	54	
缶詰魚乾昆塩	1,198,562	885,619	不明	不明	1,897,140	4,954,737	7,017,746	5,145,191	6,940,635
海藻その他佃煮	1,173,818	750,013				3,323,476	1,206,830	1,500,852	
鰯	254,936				2,248,661	649,855	9,683,700	1,994,007	
その他の佃煮	81,695	43,992				96,805	42,173	17,430	367,414
鰯	25,504	62,051				1,707,268	188,151	84,700	70,816
その他						5,853,077	10,462,027	16,803,570	13,052,157
計	2,479,579								

水産物輸出実績

種目	1947年	48	49	50	51	52	53	54	
鰯	379,124	47,628	1,048,808	1,967,064	2,896,145	2,580,816	3,074,109	3,434,679	
人ひのま									
節草たれ類舟雲藻珠瑚線									
3甲									
計	379,124	47,628	1,048,808	1,967,064	2,896,145	2,580,816	3,074,109	3,434,679	

◎漁業地区の拡張と漁業基地としての外

國島嶼の使用について

昭和政府官庫 一九五〇年十一月十五日

漁業地区の拡張と漁業基地としての外國島嶼の使用について

宮古群島政府知事殿

一、軍政長官は一九五〇年八月二十一日昭和政府商工部第四四一號即ち宮古漁船團の基地として南西諸島海域外の島嶼の使用を許可して貰い度いと於て陳情書に對して認可し乍一九五〇年十一月二十一日本村の公文を以つて当本部へ通告した。

二、軍政長官の文書では以前何回となく述べた事を繰返している即ち琉球漁船の航行は琉球の海域に制限されどもなく、燃料や食糧の統一範囲内や公海なら何處でも航行する事が出来ぬ。

それ等の船は如何なる外國の島嶼や、國の海岸でも

その三哩以内に近づく事を禁ぜられて居る。

依命モーターダ佐

執行官 動兵少佐 チュムベ・T・ロール

(一九五〇年 経済部書類課 文書課)

◎酒井真珠株式会社

酒井真珠株式会社

本社は貴群島で真珠養殖事業を創めたいと思つてこ

ますが、本事業に興味を投資したいという方が貴地に居りますれば、御紹介戴けませんでしょうか。貴地では本事業の成功期にして候つかれるあります。

拝啓

養殖及び輸出部

日附 一九五一年一月二十九日

東京杉並区泉町六三五番地

大和寮氣付 東京事務所

宛:八重山群島政府商工課

年次別	総漁獲高	魚								類			
		小計	かつお	かじき	まぐろ	ふか	ひめだい	その他のたい	とびうお	たかさご	その他の魚		
1946年	4,750,732	4,656,364	2,870,283	124,316	151,329	238,693	21,361	121,382	88,956	149,953	890,091		
47	10,798,305	10,198,708	6,492,670	377,756	96,079	528,428	56,712	218,622	84,354	213,218	2,130,870		
48	14,218,360	13,198,382	6,275,278	625,732	204,256	972,149	114,212	349,546	171,759	533,231	3,952,219		
49	20,645,929	18,779,094	7,539,687	1,296,673	775,313	754,433	1,341,724	711,918	582,261	812,715	1,200,160	4,539,523	
50	18,085,628	16,178,141	7,705,290	1,103,581	404,195	692,715	1,054,280	285,759	513,548	882,854	3,491,757		
51	18,419,496	14,334,617	5,76,249	459,802	968,999	623,435	904,085	329,698	1,054,857	3,698,801			
52	15,447,525	13,781,668	8,298,343	485,377	252,339	276,268	699,622	515,624	347,809	435,344	2,470,942		
53	16,066,063	12,716,963	5,776,688	288,721	264,027	353,311	817,050	509,992	662,688	1,042,056	3,002,430		
54	27,639,652	23,979,243	11,337,962	941,240	1,032,607	804,085	1,003,665	929,021	1,376,622	5,188,487			

と、確信しています。

貴地でかつて、旧三木本真珠養殖場で成績をあげたような優秀専門家を本社は擁し、且つこの専門家達が貴地をよく存じて居ることは、本社が誇つてもいいことと存じます。

本社は、本事業について、貴下が、きっと御満足下さいことを確信しています。

もし貴下の御求めがあれば、貴地に出張、貴地事情を調査いたしたく存じて居ます。

ついては、本件、貴地の方々に取り上げて戴きたく、尙御返事を早急戴ければ幸甚の至りと存じます。

酒井真珠株式会社 支配人 酒井 登 総第一四五

一九五一年二月十三日

一九五〇年十一月八日以降

交易関係綱

八重山地方庁水産課

◎ ツノマタ養殖蒐集に関する件

宮古軍政府 一九五〇年五月十七日

ツノマタ養殖蒐集に関する件

宮古民政府知事殿 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

主題：ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

一 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

二 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

三 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

四 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

五 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

六 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

七 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

八 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

九 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十一 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十二 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十三 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十四 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十五 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十六 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十七 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十八 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

十九 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

二十 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

廿一 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

廿二 一九五〇年五月二日付貴翰（公衆衛生部発番一〇二号）

ツノマタ養殖蒐集免許申請に関する件（回答）

◎ 五周年記念（水産祭）の行事に就いて

協力方の件

各水産組合長殿 一九五一年四月四日 沖縄水産組合連合会

五周年記念祭（水産祭）の行事に就いて協力方の件

標記行事に関しては先般書面を以て協力方依頼し

集を允許されるであろう。但し生産部は八重山輸出品として輸出される事を条件とする。

官古軍司令官の命令に依り

陸軍歩兵大尉 ディームス・T・コールマン

沖経第三五三号 一九五〇年八月十三日 高度 4万呎 每日二十四時間使用

沖経第三五三号 一九五一年八月十三日 高度 4万呎 每日二十四時間使用

水産関係書類綱 産業課

沖経第三五三号 一九五一年八月十三日 高度 4万呎 每日二十四時間使用

冲縄群島經濟部長 市町村長殿 沖縄群島經濟部長

爆撃演習日延に就いて

七月二日附沖経第三五三号を以て通知しました首題

一九五一年六月四日附沖経第三五三号以て通知致しましたが更に左記通り爆撃演習を継続する旨軍より指示がありましたから該期間中は同海域に立入航行をせざる様貴官下水産組合、水産会社の漁船運航關係者に可然周知徹底せられ度く御願い致します。

司然周知徹底方期せられ度く御願い致します。

期せられ度御願い致します。

七月三日附沖経第三五三号を以て通知しました首題

一九五一年六月四日附沖経第三五三号以て通知致しましたが更に左記通り日延になりましたから貴管下水

産組合並に水産会社の漁船運航關係者に可然周知徹底

、今のこととは琉球列島米国民政府は信託統領内にある島を基地として琉球人が漁業に従事したとの請願又は申請に就いては考慮を払うこととは出来ない。

時期が来て、此の様な申請が受付けられる様になつた時にはその旨琉球漁業組合にお知らせする。

ボロ・ポイントレインジ（残波岬）

右を空中射撃及爆撃演習地に使用する。

危険区域＝方位二七〇度から七十度までの一マイル

四方

六月四日附沖経第三五三号を以て通知致しましたが、
演習に就いても左記の通りに日延になりましたか
ら漁船運航關係者に周知徹底の上遺憾の無い様期せ
られ度し、

記

一九五一年九月四日まで日延する。

毎日午後八時より日曜日まで

但地方時間

一九五一年度

水産 関係書類 総業課

沖経水連会長 殿

各市町村長 殿

各水産組合長 殿

る様管下業者各位に徹底方期せられ度く御願い致しま
す。
水運 関係書類 総業課

◎油脂類横流防止に就いて

一九五一年度

沖経水第一二八二号

一九五一年十月十日

経済部長

各水産組合長 殿

ボロ・ポイントレインジ（残波岬）
右を空中射撃及爆撃演習地に使用する。
危険区域＝方位二七〇度から七十度までの一マイル

六月四日附沖経第三五三号を以て通知致しましたが、
漁船運航關係者に周知徹底の上遺憾の無い様期せ
られ度し、

記

一九五一年九月四日まで日延する。

毎日午後八時より日曜日まで

但地方時間

一九五一年度

水産 関係書類 総業課

沖水連会長 殿

各市町村長 殿

各水産組合長 殿

◎油脂類横流防止に就いて
就いて
一九五一年度

沖経水第一四二二号

一九五一年十月二十日

経済部長

各水産組合長 殿

各水産組合長 殿